|  |
| --- |
| **業務委託入札参加資格審査申請書**（共同企業体）　　年　　月　　日　菊池市長　　　　　　　　様共同企業体の名称　　　　　　　　　　　　　　　　　業務委託共同企業体共同企業体の代表者の所在地商号又は名称　代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印共同企業体の構成員の所在地商号又は名称　代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印共同企業体の構成員の所在地商号又は名称　代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印今般、連帯責任によって請負業務の共同施工を行うため、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　を代表者とする　　　　　　　　　　　　　　　業務委託共同企業体を結成したので、貴発注の次の業務の入札に参加したく、共同企業体協定書（写）を添えて入札参加資格の審査を申請します。１ 業務番号２ 業務名なお、この業務委託入札参加資格審査申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。また、貴発注の上記業務について、次の権限を　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　業務委託共同企業体代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　に委任します。１ 業務の入札及び見積に関する一切の権限２ 業務請負契約に関する一切の権限３ 業務請負代金及び前払金の請求、受領に関する一切の権限４ 上記権限の範囲内において、復代理人を選任する権限５ その他業務の施工に関し、諸届、諸報告の提出に関する一切の権限 |

|  |
| --- |
| **業 態 カ ー ド** |
| １　共同企業体の名称 |  | ２　代表者の名称及び氏名 |  |
| ３　共同企業体事務所の　 所在地 |  | 電話番号 | （　　　　　　　） |
| ４　構成員の内容 | 経営事項審査結果 |
| 業務委託の種類別年間平均完成業務高 | 経営規模 | 営 業 年 数 | 備考 |
| 営業所所在地 | 商号又は名称代表者氏名 | 出資割合 | 自己資本額（千円） |
| 種類 | 金額（千円） |
|  |  | （％） |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| ５ 入札見積及び契約に基づく行為に使用する印かん | 備考 | １　構成員の決算期 |
|  |

業務委託共同企業体協定書（写）

（目的）

第１条　当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

一　　　　　　　　発注に係る　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　業務（当該業務内

容の変更に伴う業務を含む。以下「業務委託」という。）の請負

二　前号に附帯する事業

（名称）

第２条　当共同企業体は、　　　　　　　　　　　　　　　　業務委託共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条当企業体は、事務所を次の住所地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、　　　　年　　月　　日に成立し、業務委託の請負契約の履行後　箇月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

２　業務委託を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務委託に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の所在地及び名称）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地

商号又は名称

代表者

所在地

商号又は名称

代表者

所在地

商号又は名称

代表者

（代表者の名称）

第６条　当企業体は、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は、業務委託の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにしたうえで、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに入札及び見積書の提出、業務請負契約の締結、請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第８条　各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該業務委託について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　％

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　％

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　％

２ 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議のうえ決定し、業務委託の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条　各構成員は、業務委託の請負契約の履行及び下請契約その他の業務委託の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条　当企業体の取引金融機関は、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金

口座によって取引するものとする。

（決算）

第12条　当企業体は、業務竣工の都度当該業務について決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第13条　決算の結果利益を生じた場合には、第８条に規定する割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第14条　決算の結果欠損を生じた場合には、第８条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（業務途中における構成員の脱退に対する措置）

第16条　構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が業務委託を完成する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して業務委託を完成する。

３　第１項の規定により構成員のうち脱退が者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第８条に規定する割合に加えた割合とする。

４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５ 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

（構成員の除名）

第16条の２　当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　前１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項から第５項までを準用するものとする。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第17条　構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、第16条第２項から第５項までを準用するものとする。

（代表者の変更）

第17条の２　代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

（解散後のかし担保責任）

第18条　当企業体が解散した後においても、業務委託につきかしがあったときは、各構成員が共同連帯してその責任に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第19条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外　　　社は、上記のとおり　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　業務委託共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書　　　通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

　　年　　月　　日

所在地

商号又は名称

代表者

印

所在地

商号又は名称

印

代表者

所在地

商号又は名称

印

代表者